

令和3年3月25日

川西市議会議長

平岡 譲 様

一般会計予算審査特別委員長

秋田 修 一

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和3年3月8、9、10日)

1. 令和3年度予算の概要

予算規模

令和3年度 563億円

令和2年度 559億円

差し引き 4億円 (+0.7%)

予算内訳等

「令和3年度 当初予算の概要」のとおり

2. 質疑の概要

第1表 歳入

全体を通して

問 職員数に関する議案質疑資料によると、前年度と比較して正規職員数は16人増にとどまっているものの、会計年度任用職員は92人増となっていることから、公務労働という面からみると正規職員数の増を図るべきと考えるが、組織改編を含めた3年度における考え方を伺いたい。

答 組織は、事業と相関関係にあるため、総合計画における基本計画の進捗に合わせて組織改編を行いながら、事業を効率的・効果的に進めていくこととしている。

3年度では、正規職員数の大幅な増は行っていないが、事業の進捗状況や指定管理者制度の導入などに伴い職員を効率的に運用するため、3年度では、キセラ川西推進課や公営住宅課等の組織改編を行うこととしている。また、その他の効果的な組織の活用としては、事業推進に向けた機動的な組織としてプロジェクトチームを編成していきたい。

一方、会計年度任用職員の増の大きな要因としては、3年度に複数の選挙があることから、一定数の同職員を配置しようとするためである。

問 市では、令和3年4月より、開庁時間や執務時間を変更して職員の情報共有を図ることを示されており、これが市民サービスの後退につながらないかと危惧するが、変更する具体的な狙いについて伺いたい。

答 本年4月から、開庁時間を午前9時から午後5時までに変更することに合わせ、職員の執務時間を午前8時45分から午後5時15分までとすることとしている。

変更の狙いは、開庁時間前後において組織内でのミーティングの時間を確保し、情報共有を図りながら円滑な業務の遂行と市民サービスの質的向上を目指すとともに、労働環境の適正化を図ることである。なお、会計年度任用職員については、午前9時から午後5時までが執務時間となるため、管理職が仕事の進行管理を行いながら指示や情報共有を図るなど、組織に応じた工夫を加えながら対応していく考えである。

第1款 市税

第1項 市民税

第2目 法人

問 3年度では、法人市民税現年課税分について、前年度と比較して18.3%減の5億8472万3000円と見込んでいるが、市内の法人数の推移や新型コロナウイルス感染症拡大（以下、コロナ）の影響について伺いたい。

答 予算ベースでの法人数は、2年度が2756社であったのに対し3年度は128社減の2628社となっている。また、コロナの影響について個別に調査は行っていないが、前年度まで法人数が若干伸びていたものが減少に転じており、特に小規模事業者の廃業も見受けられることから影響はあるものと考えます。

問 法人市民税の滞納繰越分の収納率について、前年度より6.8ポイント減の15%と設定されている点に関して、減少要因はコロナが関係しているとも考えるが、収納率設定の根拠について伺いたい。

答 法人市民税の滞納繰越分については、調定額が大きくないことから1社の収納で大きく率が変わるものであり、新年度では、コロナの影響や過去3年間の収納率の推移を勘案して収納率を設定したところである。

第2項 固定資産税

問 固定資産税の家屋と償却資産については、コロナの影響により事業収入が減少した中小事業者への軽減措置の影響により約5000万円の減少を見込んでいるが、該当者へ周知状況について伺いたい。

答 コロナ関連の税制上の特例の周知については、広報誌1月号をはじめ市ホームページで周知を図るとともに、償却資産を申告される方については、申告書を発送にあわせて制度の案内を同封することにより周知に努めているところである。

第2款 地方譲与税

第4項 航空機燃料譲与税

問 航空機燃料譲与税については、新年度の収入を対前年度比で5964万1000円増の4億7461万6000円と見込まれており、これには2年度の徴収猶予分

<p>も含まれているとのことであるが、これらの財源充当に係る考え方を伺いたい。</p> <p>答 3年度の予算計上にあたっては、2年度の徴収猶予分として1億5863万2000円を見込んでいるため、3年度の事業に充当するのは、徴収猶予分を除く3億1598万4000円と見込んでいる。なお、徴収猶予分については、2年度に一般財源で立て替えた分に充当するということになる。</p>
<p>第3款 利子割交付金</p> <p>第1項 利子割交付金</p> <p>問 対前年度1170万8000円減の2409万6000円の収入を見込んでいる利子割交付金に関しては、近年、預金額が減少しているとの報道もなされていることから、当該交付金の減収要因について伺いたい。</p> <p>答 利子割交付金は、過去3年間の平均値をもとに算出されることとなっており、預金利率の低下により減収を見込んでいるが、積算にあたっては国が試算した率により算出しているものである。</p>
<p>第4款 配当割交付金</p> <p>質疑なし</p>
<p>第5款 株式等譲渡所得割交付金</p> <p>問 当該交付金については、対前年度6401万7000円増の1億5533万6000円が見込まれているが、これは昨今の株価の上昇が影響しているのか。</p> <p>答 当該交付金については、国の試算に基づいて計上しているものであるが、コロナ終息に向けて、国際的な金融緩和の影響等により株式市場の高騰が見込まれているものと考えている。</p>
<p>第6款 法人事業税交付金</p> <p>質疑なし</p>
<p>第7款 地方消費税交付金</p> <p>問 コロナの影響により消費が落ち込む中で、当該交付金については、前年度より762万9000円と減収幅が小さいように感じるが、その理由を伺いたい。</p> <p>答 消費の落ち込みは予測しているものの、予算編成にあたっては国の示す率で積算して計上しているところである。</p>
<p>第8款 ゴルフ場利用税交付金</p> <p>問 当該交付金は、前年度より553万円増の9904万8000円を計上されているが、利用客が増加しているものと考えてよいのか。</p> <p>答 2年度の状況については、決算時期に詳細が示されることとなるが、元年度実績では増加しているとの報告を受けている。</p>
<p>第9款 環境性能割交付金</p>

<p>質疑なし</p>
<p>第10款 国有提供施設等所在市町村助成交付金</p> <p>第1項 国有提供施設等所在市町村助成交付金</p> <p>問 当該交付金については、市としても、固定資産相当額の負担や自衛隊阪神病院や総監部も対象とすることを国に求めているものの、新年度予算では前年度と同額で計上していることから、改善に向けた進展などを含めて現状を伺いたい。</p> <p>答 市として、国に対して要望を毎年行っているところであるが、実現には至っていない状況である。</p> <p>ただし、国においては、当該交付金を3年ごとに増額しようという動きがあり、直近では令和元年度に予算総額で8億円程度の増額分が措置された実績があることから、令和4年度には交付金が増額されるものと見込んでいる。</p>
<p>第11款 地方特例交付金</p> <p>質疑なし</p>
<p>第12款 地方交付税</p> <p>第1項 地方交付税</p> <p>問 近年の経済動向や国の税収等を勘案すると、地方交付税については、今後、増額は見込めず臨時財政対策債で補填されていくものと考えるが、3年度に計上されている73億4800万円の普通交付税のうち、臨時財政対策債の償還分をどのように見込んでいるのか。</p> <p>答 予算編成時の試算では、普通交付税の算定にあたって積算した基準財政需要額において、約21億円の臨時財政対策債の償還分が含まれている。</p>
<p>第13款 交通安全対策特別交付金 ~ 第14款 分担金及び負担金</p> <p>質疑なし</p>
<p>第15款 使用料及び手数料</p> <p>第1項 使用料</p> <p>第1目 総務使用料</p> <p>問 芸術・文化施設使用料において、前年度よりみつなかホール使用料が500万円増、キセラホール使用料が400万円減を行い、両使用料ともに2000万円の収入見込みとなっていることから、その積算にあたっての考え方を伺いたい。</p> <p>答 みつなかホール使用料については、コロナの状況によっては不透明な部分もあることから、使用制限を実施していた元年度ではなく、平成30年度の決算をもとに500万円減額して計上したものである。一方、キセラホールについては、元年度の決算をもとに、コロナ対策で閉館していた部分を例年並みに置き換えて積算して</p>

いるところである。

第2目 民生使用料

問 留守家庭児童育成クラブ使用料で、滞納繰越分の収納率を53.0%と見込み、164万3000円を計上しているが、子どもの貧困が社会問題化している中で、3年度における滞納対策について伺いたい。

答 滞納者のうち、児童が在籍しているケースは4割程度で残りは既に退所しているような状況である。このような中で、従来からも催告書の送付や訪問により納付を促すとともに、児童手当等からの天引きによって徴収するなどの対応を行っており、引き続き、新年度においても、児童手当の届け出で来庁されるときなどの機会をとらえ、適切な相談に応じることなどで滞納の解消に努めていきたい。

第16款 国庫支出金 ~ 第21款 繰越金

質疑なし

第22款 諸収入

第1項 延滞金、加算金及び過料

第1目 延滞金

問 コロナの影響により厳しい経済環境にある家庭がある中で、平時と同様の延滞金を市民に科すことは、市民に過重な負担をかけることとなり、徴収にあたっては市民の事情をくみ取ってほしいと考えるが、市の方針を伺いたい。

答 コロナの影響を受けた市民もいることは認識しているが、延滞金全体では2年度と同程度を見込んでいる。従来から、納税相談に際しては、個人の経済状況等を聞き取ったうえで対応しており、延滞金の減免規定等も考慮しながら丁寧な対応に努めていきたい。

第23款 市債

質疑なし

同 歳出

第1款 議会費

質疑なし

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2目 企画費

問 行財政改革審議会の委員報酬として19万5000円、事業再検証のワーキンググループに係る報償費として413万8000円が計上されている行財政改革推

進事業について、令和3年度における行財政改革の取り組み内容を伺いたい。

答 新年度における行財政改革の取り組みとしては、令和2年度にコロナの影響で実施できなかった事業再検証について、令和3年度に実施を予定していた分と合わせて実施することとしている。また、令和2年度に行財政改革審議会より答申を得ていた内容に基づき使用料及び手数料の見直しを行うとともに、令和元年度の事業再検証に係る答申に基づいて補助金の抜本的な見直しに着手する予定である。

問 魅力創造推進事業では、ウェブサイト運営やデザイン業務の委託料として537万8000円を支出しようとしているが、新年度の委託業務の目標について伺いたい。

答 この委託業務では、市の魅力を内外にPRし、認知度やイメージの向上を図ることで、交流定住人口の拡大を目指している。その内容は、シティプロモーション専用のウェブサイトの媒体の活用と合わせ、質の高いデザインでシティプロモーションを効果的に推進しようとするものであり、令和2年度では、ふるさとづくり寄付金やテイクアウトプロジェクトのPRのほか、各種事業に関するポスターやLINEの画面デザイン等を委託している。

第6目 財産管理費

問 庁舎維持管理事業において、庁舎の光熱水費、修繕料などの需用費が、対前年度比386万2000円増の6485万7000円計上されている点をとらえ、本庁舎の修繕料が増加していることから、新年度における修繕内容や今後の見通しについて伺いたい。

答 新年度における本庁舎の主な修繕としては、防火シャッターの修繕を予定しているところである。本庁舎も建築後30年を迎えようとしており、特に設備の老朽化が著しいことから、今後、優先順位をつけて予算計上を行い、修繕等を実施していきたい。

第7目 公共施設マネジメント費

問 公共施設マネジメント事業において、PCBを使用している蛍光灯安定器の運搬・処分業務の委託料として4613万7000円が計上されている点をとらえ、処分の期限や処分量等の詳細について伺いたい。

答 PCB廃棄物については、令和3年3月末まで処分しなければならないこととなっていたが、本市が処分を委託するJESCO北九州PCB処分事業所との調整の結果、令和2年度中の処分が不可能な状況となったため、令和3年度中に蛍光灯安

定器 6 2 4 個、重量にして 1 6 0 0 キログラムの高濃度 P C B の処分を実施していく予定である。

問 工事請負費において旧消防本部の解体工事に係る経費として 8 0 0 0 万円を計上されている点をとらえ、一定の建築年数が経過した建物には、建築資材としてアスベストが使用されているとして、解体工事を実施するにあたっての事前調査の状況や、周辺住民に対する周知について伺いたい。

答 旧消防本部の解体工事については、図面調査や現地でのサンプル調査を実施した結果、外壁や内装材の一部にアスベストの含有が確認されている。現在のところ、工事の開始時期を夏ごろと想定しており、周辺にキセラ川西プラザなどの公共施設も所在することから、事前に丁寧な周知を行っていきたいと考えている。

第 8 目 人事管理費

問 人事給与管理事業において、人事給与システムや庶務事務システムリース料として使用料及び賃借料で 1 7 2 1 万 4 0 0 0 円が計上されている点をとらえ、新年度における働き方改革や時間外勤務縮減に向けた取り組みについて伺いたい。

答 働き方改革については、令和 2 年度に主任・主査級の職員で構成する働き方研究会において、テレワークや勤務時間の変更、業務の電子化等あらゆる手法を検討しているもので、一部実現しているものもある。このほかにもサテライトオフィスの設置やフレックスタイムなどの意見も出ており、その実施については実現可能性を見極めながら検討していきたい。

また、時間外勤務については、職員の健康管理上からも縮減すべきと考えており、新年度においても、緊急に業務が増加した場合については臨時的組織や応援体制を図るなど、時間外勤務の縮減に努めたいと考えている。

第 1 0 目 市民参画費

問 参画と協働のまちづくり推進事業において、地域での市民活動を活性化するための市民ファシリテーター養成講座委託料として 1 7 6 万円が計上されている点について、講座の受講対象者としてコミュニティ会長から始めることとなった理由を伺いたい。

答 当該講座については、コミュニティ会長を対象として開始し、その後市内 1 4 地域に会場を設けて各地域の住民を対象とした講座を開催する予定であることから、地域の会議等で司会を務める機会の多いコミュニティ会長から、地域住民が学ぶ内容を体験していただきたいと考えている。

問 広聴事業の使用料及び賃借料において、A Iチャットボットシステムの使用料等として82万2000円を計上されている点をとらえ、スマートフォンの普及により24時間気軽に利用できるのは同システムのメリットであると考えことから、回答の精度をより高めていくための処理内容を検証する体制について伺いたい。

答 同システムでは、質問の方法として選択式と自由記述式があり、そのうち自由記述をした場合には、A Iが判断して該当すると思われる回答を4つ用意して、その中から質問者が選択し、最後に提供した情報が役立ったかどうか確認する仕組みとなっている。その際に、役に立たなかったとの回答があった場合は、広報広聴課で分析のうえ、各担当に回答の作成を要請することを繰り返すといった体制をとることにより精度をより高めていく考えである。

第12目 スポーツ振興費

問 スポーツ施設管理運営事業において、市民温水プールのヒートポンプチラー更新に係る経費として824万円が計上されているが、施設の状況や修繕内容について伺いたい。

答 市民温水プールについては、施設の経年劣化が進んでおり、毎年、部分的に修繕を実施しているところである。今回計上しているヒートポンプチラーについても老朽化が進行し、徐々に期待する機能を果たさなくなっている状態であり、全く機能しなくなると温水プールの運営に大きな支障を来すことから、利用者の安全性や利便性を考慮し、今回、修繕しようとするものである。

第3項 戸籍住民基本台帳費

第1目 戸籍住民基本台帳費

問 通知カード・個人番号カード交付事業委託料として5690万円が計上されている点をとらえ、マイナンバーカードについては、情報漏洩の懸念はあるものの、国の方針を受け、現在、カードの交付に係る特設窓口を1階に設けて取り組んでいるが、マイナンバーカード取得率の目標について伺いたい。

答 2年度に令和5年3月末までのマイナンバーカード交付円滑化計画を改定し、令和3年度末の目標を69.3%と設定したところである。

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第1目 社会福祉推進費

問 地域活動支援事業において、2825万円を計上している成年後見支援センター

業務委託料については、同センターを中核機関に位置づけた利用促進との説明があったが、この点について詳細を伺いたい。

答 平成28年に施行された成年後見制度利用促進法により、市町村には権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置が求められ、本市においては社会福祉協議会の成年後見支援センター「かけはし」がこれに当たる。同センターは、ネットワークが「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能を発揮していく上で中核的な役割を果たすもので、令和3年度も専門職をはじめとする関係者と連携するとともに、市と社協の役割分担を明確にしながら取り組みを進める考えである。

問 福祉複合施設整備事業では、市立川西病院跡地への同施設整備基本構想策定のための業務委託料350万円が計上されている点について、策定までの流れと議会への報告の考え方を伺いたい。

答 市立川西病院跡地に整備予定の福祉複合施設については、地域包括支援システムの拠点とすることを整備方針として、令和3年からの2カ年をかけて基本構想を策定する考えである。その過程では、市民や事業者へ説明を行った上でヒアリングやサウンディング調査を実施するとともに、関係所管と連携することとしており、議会へは内容に進展があればその都度報告することとしている。

なお、施設整備に当たっては、よりよい複合施設とするために市内の連携は不可欠と考えており、福祉部が中心として取り組んでいくほか、これまで知見を積み上げてきた病院改革推進担当だけでなく、その他の部署とも積極的に連携する考えである。

第2目 人権推進費

問 コロナ禍に伴い、医療従事者等に対する差別や偏見など新たな人権課題が惹起しており、これに対して他市ではアピール動画を作成している例などもあるが、本市おける取り組みについて伺いたい。

答 市でもいわゆる「コロナ差別」については認知しており、その解消に向けて、令和2年度は街頭啓発の際に配付する毎月発行のピラで幾度となく取り上げたほか、年2回発行の広報「じんけん」においても積極的に啓発を行ってきた。このほか、毎月第3金曜日の人権デーには人権擁護委員による特設人権相談窓口を開設し、コロナ関係の相談があれば対応しており、今後、動画による啓発などもさらに検討していきたい。

第4目 障害者福祉推進費

問 障害者総合支援事業で就労継続支援A型給付費1億2791万1000円、同B型給付費4億901万3000円が計上されている点に関して、令和3年度からの報酬改定に伴い、B型は基本報酬の報酬体系が類型化されて選択制になることだが、この詳細や給付費への影響について伺いたい。

答 これまでの報酬体系が2つに分かれることとなり、1つはこれまでと同じく平均工賃月額に応じた報酬体系としているものの、高工賃を実現する事業所をさらに評価するため、区分を7段階から8段階に変更し、きめ細かに実績を評価に反映するものである。もう1つは新設分で、利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価するものであり、地域や住民と協働した取り組みに対して加算することが特徴である。

給付費への影響は今後のことであり試算も難しいが、制度については今後各事業所に周知し、相談等があれば丁寧に応じていきたい。

問 障害者地域生活支援事業において、親なき後の支援体制構築に向けた検討委員報酬13万2000円が計上されている点について、いわゆる「親なき後」問題は、障がいのある子どもを持つ親にとっては切実であるだけに検討への期待も大きいですが、どのように進めるのか。

答 障害者施策推進協議会で部会を立ち上げて学識経験者や障がいのある方のご家族などの当事者等による意見交換を行い、これを踏まえて具体的な施策を検討できたらと現時点では考えている。

障がい者プランでは、グループホームへの入居など、親なき後を見据えた事業を既に盛り込んではあるが、これに加えてさらに何が必要なのかを令和3年度においては検討していきたい。

問 障害者地域生活支援事業で、委託料4755万1000円を計上している障がい者基幹相談支援センターについて、事業内容等の詳細を伺いたい。

答 同センターの委託先は社会福祉協議会で、障がい児(者)地域生活・就業支援センターを改組して昨年12月1日に設置したものであり、市内の相談事業所が有する困難ケースに対する専門的な相談支援の実施、相談事業所のバックアップ、長期にわたって入院・施設入所している障がい者の地域移行等のほか、市障がい者雇用・就労推進本部と連携して障がい者の就労支援に当たることなどが主な事業内容である。

今回の改組の理由は、従前のセンターが計画相談支援に追われ、事業所間の連携

強化やバックアップといった中核的な役割が機能しない状態となっていたためであり、現在は計画相談支援を市内の各事業所へ順調に引き継いでいることから、今後は機能が充足するものと期待している。

問 障害児支援事業において、給付費3億202万3000円を計上している児童発達支援、同じく7億1732万5000円を計上している放課後等デイサービスについても令和3年度から報酬体系等の見直しが予定されている。ケアニーズの高い障害児への支援や専門職配置による支援の評価など、担当所管は4月から膨大な事務量を抱えることが予想されるが、対応に問題はないか。

答 医療的ケア児に係る判定基準が導入され、スコアによって加算額が変動するもので、今後は事業所等に対して聴き取り調査などを行っていく必要があるが、現在は職員2人体制で対応予定である。これに限らず報酬改定については国等から通知が多数届いている状態であり、中身をよく理解した上で着実な対応に努めたい。

第5目 福祉医療費

問 乳幼児等医療扶助事業では、小学4年生から中学3年生を対象として、現在は入院のみ無料となっているこども医療費助成について、次年度からは通院も無料化すべく1億1380万6000円を計上しているが、所得制限の有無のほか、制度の周知策について伺いたい。

答 現在の制度においても、両親等の市民税所得割税額の合計が23万5000円未満であることが所得要件となっており、引き続き適用することとしている。

事業の周知については、広報誌やホームページのほか、年次更新である7月に向けて、6月中には対象者に個別通知を送付する予定としている。

第2項 老人福祉費

質疑なし

第3項 児童福祉費

第2目 青少年支援費

問 286万3000円の予算額となっている成人式典実施事業について、先日行われた成人式は初めての試みとして川西能勢口駅周辺で行われ、オンライン参加も可能という形式で実施されたが、令和3年度はどういった形で行われるのか。

答 コロナの感染状況により未だ不透明な部分があるものの、令和3年度予算は、今回のような形式での実施も可能となる額で計上している。今回の取り組みははじ

めてのことであり、駅周辺の場所によっては密が生じるなど想定外の事態が生じたため、次年度も同じ形式で実施する際には今回の経験を生かし、より素晴らしい成人式となるよう努めていきたい。

第3目 保育所費

問 幼児教育・保育施設運営支援事業では、1728万円の補助金により保育士用の宿舎借上げに対して支援を行うとのことであるが、対象は令和3年度採用分からということになるのか。

答 この事業は、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助しようとするものである。

この制度は国の補助事業であるため、国の基準に則って実施する予定であるが、それによると「採用された日から起算して9年以内」が対象となっている。

第5目 留守家庭児童育成クラブ費

問 留守家庭児童育成クラブ事業では、加茂小学校に新たに1クラブを開所するための経費397万8000円が計上されており、待機児童解消につながることを大いに期待するが、一方では支援員の確保が懸念される。その点について方策はあるのか伺いたい。

答 主任支援員、支援員、支援補助員の処遇改善については、令和2年度から主任支援員は月額、支援員と支援補助員は時給をアップしたことから、年収ベースで収入は増加しており、阪神間で比較しても主任支援員は高額の部類に入るほか、支援員、支援補助員についても決して見劣りする額ではないと認識している。

しかし、時給で働く支援員、支援補助員の中には配偶者控除の範囲内で働きたいという方も多く、時給を上げすぎると上限額を超えてしまうため、市としても苦慮しているところである。

第4項 生活保護費

第1目 生活保護費

問 生活支援事業では、令和3年度から新たに健康管理支援員が配置されると仄聞しているが、役割などの詳細を伺いたい。

答 生活保護法改正により創設されたもので、令和3年1月から国の必須事業となったため、現在は準備を進めている段階である。役割としては、生活保護受給者の生活習慣病の予防や重症化予防のため、生活改善や通院への同行等のフォローを行うものであり、保健師や看護師など医療的な知見があり、一定、患者等への指導

に精通した方を採用したいと考えている。

問 生活困窮者自立支援事業では、子どもの学習・生活支援事業として委託料200万円を計上し、生活困窮世帯の子どもに対して学習と生活習慣の確立を支援することであるが、実施回数や定員、支援員の確保のほか、特にどのように生活習慣確立に取り組むのか伺いたい。

答 現在は仕様書を検討しているところであり、コロナの状況を見据えながら早期に決定していきたいと考えている。学習回数については、週2回程度実施できないかと検討中である。定員については、対象者数が把握しにくい事業であるので、実施しながら調整を図っていきたいと考えており、これに対応する支援員は委託業者が確保することとなるが、想定としては教員OBではないかと思われる。

生活習慣の確立については、事業を進める中で家庭内の状況確認が必要な場合には保護者と面談し、これによって問題が確認されれば市として必要な支援を実施していく考えである。

問 同事業では、現在は委託により実施している「くらしとしごとの応援LINE相談」を、令和3年度からは直営とするため、LINE相談業務構築委託料49万円が計上されているが、相談実施日は4月からも現在の毎週水曜日と土曜日の2回か。

答 新年度では、生活困窮者の自立支援に向けた体制の充実を図るため、LINE相談の態勢を見直す考えである。具体的には、当該事業については、新たに直営で実施しようとするもので、担当する相談員を4月から採用することとしている。この開始時期については、一定、相談員のトレーニングが必要であることから、一定期間を経た上でできるだけ速やかに開始したいと考えている。

したがって、4月から当面の間は現在の委託業者により運営するため現在と同じ相談日となるが、直営へ移行した後の実施形態の具体化に向けて、現在、検討を行っているところである。

第5項 災害救助費

質疑なし

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第1目 保健衛生総務費

問 健康づくり推進事業において8175万3000円の経費を投じ、令和3年度

も引き続き実施される健幸マイレージについては、参加者数が年々増加しているものの、かねてより市として参加してもらいたい層に参加してもらえていないことが課題と考える。この点について改善策があれば伺いたい。

答 市としては、若い世代に早くから健康に配慮してほしいと考えているが、参加したくても実際は難しい方が多く、この層への働きかけが課題と認識している。この点については、今回のコロナ禍での運営を検討する過程で、紙の申請書を応募箱に入れる申し込み方法を廃止して郵送やインターネットによる申請にしており、今後これにより応募の層が広がることを期待しているところである。

問 保健対策事業では、これまでのがん検診に加え、内視鏡による胃がん検診を新たに医師会に委託するとのことであるが、今後、医師会にはコロナワクチンの接種にも尽力いただくことから対応が難しいと考えるがどうか。また、当該健診の対象年齢についても併せて伺いたい。

答 各種がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて実施しており、平成28年に改定されている。このうち胃がん検診については、従来の胃部エックス線検査のみから胃内視鏡検査との選択制となったため、継続的に医師会と協議を重ねてきたもので、その結果、令和3年度から実施することで調整が調っている。しかしながら、今般、コロナワクチンの接種業務を優先しなければならないため、胃内視鏡検査の実施時期については、令和3年度での実施を見送る可能性も含めて現在医師会と調整中である。

なお、胃内視鏡検査の対象年齢は、同指針に基づき50歳以上、2年に1回を想定している。

第2目 予防費

問 予防事業では、委託料などコロナワクチン接種に係る諸費用が計上されているものの、報道等では具体的な事柄が現在に至っても見えてこない状況である。本市における接種スケジュール等について現時点で決定していることや、全体的なイメージがあればお示し願いたい。

答 国では、一部の市町村で4月12日から65歳以上の高齢者への接種を開始するといった伝え方をしているが、現実的には全国に十分行き渡るほどの供給量はなく、本市にも4月中に1箱入るかどうかといった程度であり、5月でも大量供給は期待できないのが現状である。したがって、接種対象者や会場といったことについても今後の検討であり、入荷量に応じて臨機応変に対応可能な仕組みを構築せざるを得ないと考えている。

問 ワクチン入荷量が見込めず動きづらい状況で4月中には接種券を発行しなければならないが、発送時期等について伺いたい。

答 当初は3月下旬に送付するよう県から通知されていたが、4月23日をめどとするよう、3月2日に改めて通知があった。

ただし、本市の65歳以上の高齢者5万人弱に対して4月に1箱しか入荷しないとすると、2回接種で500人分にすぎないため、送付のあり方については、一斉に接種券を送付するのかどうかを含めて現在検討中である。

問 5万人弱の高齢者の中には意思の疎通が難しい人や、親族が近くにいない人もいると思うが、ワクチン接種に対する同意の取り扱いについて伺いたい。

答 高齢者への接種には本人の同意が必要であり、本人が難しい場合は、国の指示に基づき家族や主治医が丁寧に対応しながら同意を得ることが求められており、今後、適切に対応していきたい。

第4目 救急医療対策費

問 阪神北広域こども急病センターの管理運営費については、先般の令和2年度補正予算でもコロナ禍による受診者減に伴って負担金を追加し、新年度でも前年度比3439万円増の5893万1000円の予算額となっている。このようなことから、令和3年度における受診者数の見込みについて詳細を伺いたい。

答 当該センターでは今年度の状況を踏まえ、受診者数は新年度も低位で推移するものと見込んでおり、これに伴い本市の負担割合も増加している。

本市からの受診者数の状況としては、4月から12月までの間、令和元年度が3012人だったのに対し、2年度は804人にまで落ち込んでいる。

第2項 環境衛生費

第3目 斎場費

問 指定管理料5943万3000円を計上している斎場の運営については、初年度である令和元年度のモニタリング結果を確認すると、項目別にはCが散見されるほか、外部評価者からは職員配置の不備を強く指摘されており、総合評価はB、すなわち「取組状況の水準が普通である」との結果であった。

民間活用の理由を事業者の有するノウハウや知見に求めるのであれば、総合評価は「良好であるまたは成果があった」といったAを目指すべきと考えるが、市の見解を伺いたい。

答 斎場に係る令和元年度の指定管理モニタリングにおけるC評価は、防火管理者

等の届出の遅延、消防訓練の未実施、葬祭業者連絡協議会の未開催の3点であったが、2年度に改善している状況にある。

よりよい評価を目指すのは市としても同様の考えであるが、指定管理者制度を導入したことで、人材や事業の継続性が確保できたほか、ハード面でも充実したという効果もあることから、今後も利用者の意見を聴取しつつ、適正に斎場を運営していきたいと考えている。

第4目 環境対策費

問 「環境基本計画」及び「生物多様性ふるさと川西戦略」改定に係る支援業務委託料として300万円を計上しているが、改定の方向性等における市の考え方を伺いたい。

答 計画と戦略ともに令和4年度が中間年となるため令和3年度から2年をかけて見直そうとするもので、前期のまとめと現状に即した改定を行うこととしている。

その内容には、昨今問題となっている地球温暖化に伴う気候変動や、コロナ禍を契機とするデジタル化・オンライン化、SDGs等の社会変革も勘案しながら、国が表明した2050年のカーボンニュートラル実現に向けて必要な施策を盛り込んでいきたい。また、検討過程では、シンポジウム開催やアンケート調査、活動団体へのヒアリング等の手法を用いて意見聴取に努める予定としており、市民、事業者、活動団体等が一体的かつ連携して取り組める目標を掲げ、市全体で環境の保全と地球温暖化防止に取り組む計画にしていきたいと考えている。

第3項 清掃費

第1目 清掃総務費

問 令和3年度、食品ロス削減啓発のため、業務委託料30万円により行おうとするパッカー車のラッピングの詳細について伺いたい。

答 本市は21台のパッカー車を保有しているが、食品ロス削減を図るため、昨年度は「食べ残しゼロ運動」として1台にPRキャラクターのラッピングを施したほか、これまでもSDGsの目標を掲げたものを2台、ごみ減量啓発キャラクター「クリンジャー」1台の計4台をラッピングしているもので、令和3年度の予算計上分については、今後、効果のある内容となるよう検討していきたい。

第5款 労働費

第1項 労働費

第1目 労働対策費

問 就労支援事業において、障がい者の雇用定着を図るための事業者奨励金114

万円が計上されている点について、想定人数のほか、事業者に対する働きかけのあり方についても、併せて伺いたい。

答 人数としては、短期間のトライアル雇用分を3人分、継続雇用分を4人分としており、いずれも月額2万円として予算計上している。

事業者による募集に際しては、伊丹のハローワークと連携しながら、求人申し込みの際にチラシを配布して奨励するほか、社会福祉協議会や市の関係機関とも連携してPRに努めたいと考えている。

問 現在はコロナ禍により雇用情勢が悪化し、本市においても離職者の増加が懸念され、市として求職者に対する支援は急務であると考えていることから、令和3年度における労働者支援事業の取り組みについて伺いたい。

答 市では、従前より川西しごと・サポートセンターでハローワークと一体的な取り組みを行っているほか、就業に関する各種相談も実施している。さらに新年度では、多様な働き方に関するセミナーを開催することを企画しており、これらを通じて求職者を支援していきたいと考えている。

第6款 農林業費

第1項 農林業費

第3目 農林業振興費

問 農業振興事業では、安定的な農業経営を支援する農業生産施設等整備補助金にビニールハウスの設置等に対する補助金が創設されたと仄聞しているが、詳細について伺いたい。

答 ビニールハウスや防鳥ネットなど、農産物の拡充、農業経営安定等のための施設を整備する農業者に対して、県は、令和3年度から新たに補助金を創設しようとしているもので、市はこれに1件当たり50万円を上限として整備費の6分の1相当額を上乗せする内容としている。

第7款 商工費

第1項 商工費

第1目 商工振興費

問 中小企業支援事業において、中小企業者が経営課題にチャレンジしようとして策定する経営革新計画に基づいた取り組みを支援する補助金として200万円が計上されている点について、当該計画の内容を含めた詳細を伺いたい。

答 現在、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、新商品の開発または生産、新サービスの開発などの経営革新が重要なものとなっている。このため、事業者が経営革新計画を策定し県の認定を受けることによって、低利融資制度などの

支援策を受けることが可能となるもので、市としては、これに加えて認定された計画に基づく新商品開発などの事業に係る経費の一部を補助しようとするものである。

問 同事業において、既存工場等の操業環境と近隣住民の住環境を保全するため、操業・住環境保全事業補助金を新たに100万円を計上している点に関して、事業者の環境に配慮する積極的な意思がなければ当該補助金は活用されないと考えるところとして、補助金の活用促進に向けた市の啓発方針を伺いたい。

答 当該補助金は、従来から市内に存在する住工混在地域における工場の操業環境と、その周辺住民の住環境の保全を両立させることを目的として、騒音低減設備などの導入に際して補助率3分の1、上限50万円を補助しようとするものである。市としても、当該補助金の活用に向けた広報が必要と考えていることから、これまでの相談事例等の経験を有効に活用し、商工会の工業部会をはじめとする関係団体とも連携しながら周知徹底を図っていきたい。

第2目 消費生活対策費

問 消費者啓発事業において、特殊詐欺対策として実施している貸出用の自動通話録音機の購入費用として、新年度でも99万円が計上されている点をとらえ、対象者を75歳以上から70歳以上に拡大していることから、これまでの機器の貸出等の実績並びに新年度における購入予定台数を伺いたい。

答 2年度では、録音機159台を購入し154台の貸出を行ったほか、デモ機を除き地域包括支援センターを通じて必要な市民に活用していただいている。令和3年度においても、新たに約200台の自動通話録音機を購入することとしており、引き続き高齢者の特殊詐欺による被害防止を図っていきたい。

第3目 観光費

問 観光推進事業において、ひょうご北摂里山ライド(仮称)の開催負担金として30万円が計上されている点をとらえ、北部地域の活性化の観点からも、当該イベントを数年で終わらせることなく継続して開催していくことが重要と考える。今回は、県が主体となり実施するものと仄聞しているが、今後、継続して開催していくことのできる運営体制の構築を、本市が主体となっていく考えはないか。

答 当該負担金は、サイクリングを通じて北摂地域の活性化を図るため、兵庫県や近隣市町と連携して開催する「ひょうご北摂里山ライド(仮称)」実施に対して本市が負担するものである。この事業は初めて開催を予定するものであり、試行的な意

味合いも含むことから、実施主体である県や関係市町等と連携する中で、今後の発展に向けた方策や本市の関わり方について検討を加えていきたい。

第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費

第 1 目 土木総務費

問 公共交通支援事業において、（仮称）川西市地域公共交通計画の策定に係る業務委託料として 400 万円が計上されている点について、高齢化の進行とともに運転免許を返納する人も増加すると予想される中で、住民の移動手段を確保することは喫緊の課題であると考えが、本計画策定にあたっての市としての考え方を伺いたい。

答 市としては、人口減少・高齢化など公共交通を取り巻く環境が変容する中で、基幹公共交通と地域公共交通を有効に機能させるためには、持続可能な交通サービスの確保が必要であると考えており、公共交通に係る市民のニーズを踏まえて新しい計画を策定していきたいと考えている。

第 2 目 交通安全対策費

問 放置自転車対策事業において、自転車駐車場用地に係る測量業務委託料として 833 万 9000 円を計上している点に関して、対象箇所等の委託内容に係る詳細を伺いたい。

答 当該測量については、現在市が管理する自転車駐車場を包括的に管理委託するために、前段階として土地を精査するために測量等を実施するもので、対象となるのは、概ね市が管理する全駐輪場を予定している。

問 歩道整備事業において、昨年発生した高校生通学時の道路横断事故に係る地元等からの要望に応え、自転車専用通行帯の整備に係る工事費として 850 万円が計上されている点をとらえ、当該区間の大半は県道であると認識しているが、整備工事を実施するにあたり県との調整をどのように進めているのか。

答 自転車専用通行帯の設置予定箇所は、県道が約 500 メートル、市道が約 50 メートルの区間であり、それぞれ県と市が施工することとなっているが、県と十分に調整を重ね一元的な整備ができるよう公安委員会等と協議を重ねていく考えである。

第 2 項 道路橋りょう費

第 1 目 道路橋りょう総務費

問 急傾斜地対策事業においては、県が実施する対策工事に係る市の負担金として 1070万円が計上されている点について、事業の対象となる箇所や事業費に対する市の負担割合について伺いたい。

答 計上している負担金は、久代2丁目地内における工事費と東畦野山手1丁目地内の調査に係る経費に対するものである。このうち、久代2丁目地内の工事費については、総事業費が約6700万円で、市はその約1割にあたる約670万円を負担することとなっている。

第2目 道路維持費

問 道路・水路維持補修事業で、舗装維持管理計画策定業務委託料として180万円を計上している点に関して、計画期間や策定の進め方など詳細について伺いたい。

答 新年度では、効果的・効率的な道路の管理を行うため、市内道路の路面性状調査を実施し舗装修繕計画を策定する考えである。その内容は、主に幹線道路を対象として概ね1年間で調査を行い、その結果をもとに計画期間を5年間程度として、事業費の積算や修繕個所の優先順位の設定を含めた維持管理の方法や基準等に係る計画を新たに策定していきたいと考えている。

第3項 都市計画費

第5目 公園緑地費

問 公園改良事業において、地域に応じた特色ある公園づくりに係るアドバイザー派遣などに係る報償費として70万円が計上されている点について、同事業の取り組み方針について伺いたい。

答 従来、市が主体となって管理してきた公園について、これからは地域の住民が主体となって協議し、それぞれの公園の実情に応じてルールを決める等、地域に応じた特色を出して公共空間を使い勝手のよいものに変えていきたいと考えている。このようなことから、令和3年度では、地域住民の合意形成を支援するため、他市事例の紹介等を行うアドバイザーの派遣等、地域の実情に応じた支援をしようとするものである。

問 公園維持管理事業において、キセラ川西せせらぎ公園における防犯カメラの設置に係る工事費として80万円が計上されている点について、今回の防犯カメラ設置の趣旨や他の公園への防犯カメラ設置に係る考え方を伺いたい。

答 今回の防犯カメラの設置については、同公園のトイレ棟に2台を設置すること

としている。これは、過去に発生したトイレ棟における施設や太陽光発電設備が破損された事案を受け、施設管理者として施設を守る意図で設置するものあり、周辺の防犯にも寄与するものと考えている。

今後、他の公園についても設置の必要性が生じた際に検討を加えていきたい。

第4項 都市環境費

第1目 空港周辺整備費

問 空港周辺地域整備事業において、雨水排水整備工事費として4300万円が計上されている点に関して、3年度の事業内容と計画全体の概要を伺いたい。

答 当該雨水排水整備工事については高芝・摂代地区を対象としており、2年度に測量と設計が完了する見込みである。これを受け、3年度は現道部分の官民境界確定のための測量を実施するとともに、民地があれば必要に応じて買収交渉に入る予定である。また、境界が確定したところから、地区計画決定の上、5年度までの3カ年をかけて側溝を整備して行く予定である。

第5項 住宅費

第2目 住宅管理費

問 市営住宅の運営についての指定管理料として1億606万8000円が計上されている点をとらえ、市営住宅への指定管理者制度の導入については、3年間にわたる指定期間の効果額が400万円にとどまる中で、これまで市の職員との信頼関係により培われた多くの高齢者や障がい者に対する見守りなど、市と事業者による連絡体制が十分にとれるのか大いに危惧されるがどうか。

答 市営住宅への指定管理者制度の導入に当たっては、維持管理費の圧縮だけでなく、入居者サービスの向上も目的の1つとしており、高齢者の見守りや健康相談ダイヤルなどの新たなサービスの実施により費用面以外でも効果があると考えている。

また、連絡体制については、事業者において夜間等は緊急ダイヤルで対応することに加え、市としても、日報等の確認や事業者との管理会議を行うことにより情報共有を図ることとなっている。引継ぎ等を含め、市と事業者で連携して入居者サービスが低下することのないよう対応していきたい。

第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

問 消防活動事業の負担金、補助及び交付金には、宝塚市、猪名川町と2市1町で

共同運用している高機能消防指令システムの更新負担金など4億5242万1000円が計上されている。更新により強化される点など詳細について伺いたい。

答 指令システムの更新については、現行の機能はすべて引き継がれ、新たな機能として宝塚市消防本部4階に設置している指令システムの設置部分の免震工事や豪雨から保護するために長時間の停電にも対応可能な非常用発電機の増設、雷対策として大電量から精密機械等を守るための耐電トランスの設置などの強化策を講じるものである。

問 需用費で消防救急デジタル無線機器更新費用など2477万3000円が計上されているが、更新による機器の改善点などについて伺いたい。

答 消防救急デジタル無線は、1局からの情報発信によって、同一周波数で開局している全ての無線局に同時に情報伝達できる機能を有しており、一斉に災害情報を音声伝達できるため、現場活動上では有効な手段として活用している。今回計上している費用は、当該無線システムの一部老朽化に伴う更新費用である。

問 消防施設維持管理事業の工事請負費で、北消防署清和台出張所の女性仮眠室整備費用など912万5000円が計上されているが、女性仮眠室を整備するに至った経緯について伺いたい。

答 現在、10名の女性職員が在籍しており、女性仮眠室については、3署所に1部屋ずつ設置している。加えて、新年度で清和台出張所にも整備することにより女性職員を当該出張所に配置することが可能となることから整備しようとするものである。

第5目 災害対策費

問 災害対策事業において、需用費で非常用食料等の購入に要する費用など527万6000円が計上されている点をとらえ、今回予算計上している非常用食料の内訳の詳細のほか、各避難所における備蓄の充足状況について伺いたい。

答 非常用食料等の備蓄については、アルファ化米6000食のほか、乾パン4200食、備蓄水4000本等の食料のほか、毛布500枚、レスキューシート1000枚、トイレトペーパー1200個などの費用を計上しているところである。

また充足状況については、避難所のスペースが限られているため、すべての備蓄品が充足している状況ではないが、食料については、備蓄目標100%をクリ

アするような形で備蓄を進めているところである。

問 同事業において、土砂災害特別警戒区域の住宅改修費用等を補助する住宅土砂災害対策支援事業補助金として854万3000円を計上しているが、当該補助金計上にあたっての積算根拠のほか、対象世帯に対して補助金の活用促進に向けた周知方法について伺いたい。

答 当該補助金計上にあたっては、土砂災害を防止するための擁壁の設置に係る補助金として100万円、指定区域から移転する場合の建物の除却に係る補助金として133万3000円、また移転先の土地・建物購入に係る利子相当分の額として621万円の合計額を計上している。

また、対象世帯への周知方法としては、対象世帯を直接訪問し、指定区域であることを説明したうえで補助金の案内を行っていきたいと考えている。

第10款 教育費

第1項 教育振興費

第1目 教育総務費

問 教育委員会総務管理事業において、学校給食費公会計管理システム導入にかかるシステム導入・改修委託料として820万円が計上されているが、学校給食費公会計化に向けた今後のスケジュールを伺いたい。

答 今後のスケジュールについては、当該システムの導入を7月頃と予定しており、学校向けの対応では、事務手続きの詳細について調整するとともに、ガイドラインや事務手続きのマニュアル化ができた段階で、各学校の方に研修を行っていくことになる。

また、保護者に対しては、秋ごろに案内して口座振替依頼書を提出していただくなどの事務手続きを経たうえで、4年4月から公会計に移行する予定としている。

問 学校給食費公会計化は教職員の負担軽減につながるものと考えるが、全国的には導入している学校が6割程度にとどまっていることから、今回導入しようとする理由を伺いたい。

答 学校給食費公会計化については、文部科学省の方針であるほか、4年度から中学校給食をスタートさせることから、会計の透明化や教職員の負担軽減という観点はもとより、新たな未納対策が中学校に及ぶことも勘案した結果、このタイミングで実施するのが妥当という判断のもと、3年度の予算計上に至ったものである。

問 同事業では、学校等における法律相談業務に係る弁護士への報酬等として

126万3000円が計上されていることから、相談内容にはPTAにかかるものも考えられるとして、契約の方法や相談の流れ等の詳細について伺いたい。

答 2年度において、スクールソーシャルワーカーの育成を目的としたスーパーバイザーである弁護士に相談した件数は、大きく4件という実績となっている。これらも勘案し、令和3年度では、弁護士相談として弁護士事務所と契約し、学校からの相談があるごとに教育政策課が窓口となり、個々の事案を精査して対応することを考えている。

なお、PTA運営にかかる相談については、民民での相談等も想定されることから、個々の内容に応じて調整することとなる。

第3目 学校教育推進費

問 就学支援事業において、貸付金で1872万円が計上されている高校生・大学生の奨学資金は、利用状況が低調で予算額も減額されている状況にある。これは本市の制度が高等学校・大学で月額2～3万円と低額で貸付型のみであるなど、制度的な課題に起因するものであり、貸付型のみでなく給付型も含めた柔軟な制度設計が必要と考えることから、これに関する市の見解を伺いたい。

答 申請者が年々減少傾向にある中で、令和2年度は過去最低の水準となった状況である。本市の奨学金制度は貸与型であり、事業再検証の中でも奨学金に関して指摘されていたため、2年度中に今後の方向性を見出していく予定としていたところである。しかし、コロナ禍で1年間検討の時期をずらしており、3年度において、金額をはじめ給付型、貸付型といった奨学金の種類など、本市にとってよりよい奨学金制度を模索していきたいと考えている。

問 青少年育成事業において73万8000円を計上している報償費に、プレーパークづくりの活動支援にかかる講師謝礼が含まれていることから、この事業の詳細を伺いたい。

答 プレーパークの開設支援については、地域で子供たちが伸び伸びと遊べる場づくりということを目的にして、地域住民による子供の外遊びの場づくりの活動を支援していこうとするものである。

具体的には、プレーパークづくりに関心がある自治会等の地域団体を公募して、場所の選定や活動内容について協議を行いながら実現に向けて進めていきたいと考えている。

問 青少年育成事業において、PTAあり方検討会にかかる報償費や旅費など58

万円の関連経費が予算計上されているが、現在、PTAへの参加が任意という状況がある中で、子供たちを中心にしながら保護者が力を合わせて活動することがPTAのあるべき姿であり、その方向性に導くのが教育委員会の役割と考えるが、市の見解を伺いたい。

答 保護者の立場からみると、子供たちのことを学校とともに考えて行動していくというのは、非常に大事なことだと認識している。しかし、PTAはあくまでも任意の会であることから、その活動は、できる時にできる人ができるだけのことをとというスタンスをもって、PTAの仕事の内容も含めて整理して組織を見直ししていくことが必要であると考えている。

問 青少年相談事業及び適応教室運営事業で実施される相談事業について、令和3年度組織改編が行われ、家庭児童相談や教育相談などの機能をこども若者相談センターに集約しようとしているが、その目的等について伺いたい。

答 相談業務を集約する目的については、現在、児童虐待や養育相談等はこども・若者ステーション、また、不登校、引きこもりの問題などについては、学校教育課、教育支援センターとそれぞれの所管で行っているが、これらの連携が十分に行われていないことや、一貫した形での支援が図れていないといった課題が生じている。このため、こども若者相談センターに相談機能を集約して、課題を解決していこうとするものである。

その体制としては、一般的な子育て支援に関する相談とケース対応が必要な重要事案を区分して対応する考えである。

第2項 小学校費

第1目 学校運営費

問 小学校図書整備事業では、学校図書館の図書購入費として580万円を計上している点について、蔵書数が国の基準を満たしていない学校の中には、書架が不足しているため蔵書数の基準を満たせないといった課題も聞き及んでいるが、書架の配備に係る予定があるのか伺いたい。また、廃棄基準に合致した適正な図書の廃棄がなされているかもあわせて伺いたい。

答 書架の配備については、スペースにより書架を購入することが困難な場合もあることから、各校における図書の配備状況を見ながら、必要な学校には予算措置していきたいと考えている。また、図書の廃棄基準についても、使用に耐えなくなった図書は廃棄するなど、適正に廃棄しながら図書を整備するよう周知を図っているところである。

問 小学校教職員人事管理事業において、医療的ケアが必要な児童に対し、迅速かつ適切な対応が行えるよう看護師2名を配置するため759万円が計上されているが、どのように運用していくのか伺いたい。

答 看護師については、小学校を拠点に2名を配置し、状況によっては、留守家庭児童育成クラブや中学校も含めて対応していきたいと考えている。

医療的ケアが必要な子どもの情報は教育委員会で把握しており、養護教諭だけでなく看護師を活用したケアが必要になると考えていることから、巡回も含めた対応を検討しているところである。

第3項 中学校費

第1目 学校運営費

問 中学校教育支援事業において、トライやるウィーク推進事業委託料として684万6000円が計上されている点について、当該事業はコロナ禍で運営に大きな影響を受けていると考えるが、3年度ではトライやるウィークをどのように進めようとしているのか伺いたい。

答 2年度のトライやるウィークでは、コロナ禍により1日実施といった運営を行わざるを得ない中で、各校が創意工夫して取り組みを進めてきたところである。

3年度については、従来の職業体験等にこだわらず、コロナ禍の中で地域活動等を含めた運営により5日間の実施とするよう県から通知されていることから、現在、校長会とも協議しているところであり、今後、トライやるウィーク推進協議会の委員とも相談しながら進めていきたいと考えている。

第2目 学校給食費

問 中学校給食運営事業において、委託料で中学校給食センター・整備運営事業PFIに係るモニタリング業務委託料として450万円が計上されているが、詳細について伺いたい。

答 PFIに係るモニタリングについては、2年度も設計業務について実施しているところで、3年6月からは建設業務のモニタリングに移行していくこととなる。

具体的な内容としては、PFI事業者から提出された設計図書について、市の要求水準に合致した内容が盛り込まれているか、あるいは設計に相違がないか等を確認するとともに、事業者と市の方で解釈に相違がある場合の解決に向けた支援や法務的なバックアップなどを行っていただくこととしている。

第4項 幼稚園費

第1目 幼稚園運営費

問 議案質疑資料では、3年度4月当初における公立幼稚園の入園予定者が極端に少ない園も見受けられる状況であることから、3歳児保育や給食、延長保育といった保護者のニーズもふまえて今後の公立幼稚園のあり方について、市の見解を伺いたい。

答 公立幼稚園の児童数減は、人口減少が大きく影響している。

また、これまでの幼稚園を取り巻く本市の経緯は、私立幼稚園を誘致し、3歳児保育については私立園に委ねてきた歴史的な背景があったが、平成27年度の子ども子育て新制度の開始や幼児保育無償化が実施されたことを契機として、この制約がなくなったものと認識している。こういった中で、公立園においては小規模化が進んでいるが、私立幼稚園についても多くの園で定員に届いていない状況となっており、1号認定の人数が減ってきている中で、公立としては、こども園を推進し3歳児保育や給食延長保育に対応していく考えである。

第7項 生涯学習費

第2目 生涯学習推進費

問 生涯学習短期大学運営事業及び高齢者大学運営事業について、令和2年度はレフネックとりんどう学園の事業がコロナ禍により中止されているが、新年度の開講に向けた考えを伺いたい。

答 3年度については、2年度の申込者を対象にして定員超過の学科の抽選を行い、会場の定員の50%以下になるようにして両事業ともに実施したいと考えている。また、レフネックの2年生については、会場定員が50%以下であることから全員受講いただくことができないため、アステホールを活用してオンラインで映像を流して受講していただく方法を考えている。

第6目 図書館費

問 図書館施設維持管理事業では、利用者用エレベーターの改修費等として4683万7000円が計上されているが、改修に係るスケジュールについて伺いたい。

答 エレベーターの改修工事については、準備期間が4カ月、工期は2カ月必要となることから、全工期は半年に及ぶ予定である。また、工事の行程により、2台を一度に止める時期があるものの、毎年1週間程度実施している図書館の特別整理期間の休館日を活用するほか、その他の期間は1基ずつ改修するなど、可能な

限り利用者に影響が出ないように配慮していきたい。
第 1 1 款 災害復旧費 質疑なし
第 1 2 款 公債費 質疑なし
第 1 3 款 予備費 質疑なし

第 2 表 継続費 ~ 第 4 表 地方債

第 2 表 継続費 質疑なし
第 3 表 債務負担行為 事項 一般廃棄物収集運搬業務委託 問 一般廃棄物収集運搬業務委託において、期間を令和 4 年度から令和 7 年度、限度額を 1 7 億 9 2 8 0 万円として債務負担行為を設定している点について、複数年で当該業務委託契約を締結することの効果やリスクに係る市の考え方を伺いたい。また、今回の期間設定に係る考え方についてもあわせて伺いたい。 答 通常、ごみ収集の業務委託については、費用のほとんどが人件費となることから、工事のようなスケールメリットがあるというわけではないが、車両代などの減価償却する経費の削減にはつながるものと考えている。 一方、複数年契約のリスクとしては、業者の方で経営上の問題が発生し、業務が止まってしまうということが一番のリスクとして管理しなければならない。その対応策としては、単純に業務の直間比率だけを見るのではなく、万一の際には、市で収集体制が組める人数を考えた上で直営と委託の配分を行うことによりリスクを軽減できるものとする。 また、期間については、国崎クリーンセンターで第 3 期焼却施設等包括管理業務委託が令和 4 年度から 4 年間ということになっており、当該委託の中での搬入基準などの受け入れの関係と収集は連動してくることから、今回その期間に合わせて 4 年という設定を行ったところである。 問 ごみの収集体制が地域ごとの収集委託に変更され、委託の地域も拡大されようとする中で、ごみステーションの後片付けなど、直営と委託の対応に差があると

市民サービスに不公平感が生じることが懸念されることから、市の考え方を伺いたい。

答 業務の決定に当たってはプロポーザル方式による契約を予定しており、その中でごみステーションの後片づけ等についても担保していきたいと考えている。

また、委託請負業者が決定すれば、準備段階も含めて、定期的に市と委託業者で十分に協議・調整し、市内全域で同等のサービスを提供できるように努めていきたい。

問 今回の収集体制の見直しにより、ビン収集時のコンテナ配布を廃止し、袋で排出させることは、プラスチックごみを削減するといった国の動きに逆行するという市民の声を聞くが、市の考え方を伺いたい。

答 コンテナ配付の廃止に伴い、コンテナやレジかごなどを地域で管理していただくことにより、例えば、ビン以外の缶、有害ごみ、燃やさないごみなどをコンテナで排出するといったことも想定され、全体として袋の利用の削減につながっていくものと考えており、このような動きが全市的に広がることを期待している。

問 説明資料によると、今回の収集体制の見直しについて、本年6月から「市民への周知、説明会などによるPR」を予定されていることを示されているが、新たな収集体制を市民に十分に説明して、合意と納得のうえでスタートすべきと考えるがどうか。

答 周知に関しては、従前の分別区分の変更等の際と同様に、自治会のほか、任意の団体についても、時間や曜日を問わず積極的に説明会を実施していきたいと考えている。

ただし、コロナ禍の中でこれまでと同じ方法の説明会だけでは限界があると感じており、大型ごみの有料化の際に行ったように、DVDを作成して必要な方にお配りするというような方法をはじめ、新たな取り組みも考えていきたい。

第4表 地方債

質疑なし

3. 特記事項

議案質疑資料あり（国庫負担金、補助金変更の一覧と影響額について ほか）

4. 審査結果

原案可決（賛成多数）